

国税局の公表物より

1. 顧客を招待する支出について、交際費の限度額超過を原因にその他費用としてはならない (財政部南区国税局-2014/6/3)
2. 営業人が申告していない仮払営業税控除の期限を 10 年に延長(財政部南区国税局-2014/5/27)
3. 雇用主負担ではない保険費は、営業費用に計上してはならない(財政部北区国税局-2014/5/22)

安永税務分析-最新法令より

2014 年 5 月 16 日に立法院は所得税法及び営業税法の一部条文の修正案を通過

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

公表元	財政部南区国税局
テーマ	顧客を招待する支出について、交際費の限度額超過を原因にその他費用としてはならない
公表内容	<p>営利事業者が計上する交際費については、業務と関連する証憑を取得することに加え、年度の支払総額が営利事業所得税審査準則第 80 条規定の限度額を超過してはならない。</p> <p>南区国税局によると、営利事業者が業務のために顧客を招待または贈答する支出は、規定により証憑を取得すれば交際費として計上することができる。但し、追加納税を避けるため、交際費の限度額を超過したことを原因に、その他費用に振り替えることはできない。</p> <p>当局はさらに説明し、もし営利事業者が外部で宴会及び招待する場合の費用または交際目的で商品を購入し贈答する場合、統一発票を証憑としなければならず、また、統一発票を使用免除される小規模営利事業者の場合、普通の領収書を取得しなければならない。もし社内で食事を準備して招待する場合、担当者が購入した食物名称及び価格の明細表を証憑としなければならない。さらに、もし自社製品または商品を贈答する場合、帳簿に贈答品の名称、数量及び原価を明記しなければならない。</p> <p>国税局は、上記規定の証憑を取得することに加え、営利事業所得税の確定申告をする時に、正確な申告のための限度超過額を計算しているか、またその他費用に振替えていないかを再度確認するよう特別に呼びかけている。国税局は追徴課税を避けるため、申告に誤りがある場合、更正ができることを注意喚起して</p>

	いる。
公表日	2014/6/3

公表元	財政部南区国税局
テーマ	営業人が申告していない仮払営業税控除の期限を 10 年に延長
公表内容	<p>南区国税局よると、行政程序法第 131 条第 1 項の人民公法上の請求権の時効 10 年の規定に応じ、付加価値型及び非付加価値型営業税法施行細則第 29 条の前払営業税額証憑の控除申告期間の期限を 5 年から 10 年に修正した。</p> <p>当局の説明では、付加価値型及び非付加価値型営業税法施行細則第 29 条の条文修正について、行政院は 2014 年 5 月 2 日から施行するものとしたが、新たに修正された行政程序法第 131 条は 2013 年 5 月 24 日から施行されている。</p> <p>従って、営業人が未申告の仮払営業税について、2013 年 5 月 24 日以後に発生したもの、もしくは 2013 年 5 月 23 日以前に発生しかつ 5 年を超過していないものは、申告控除期限が発生日から 10 年間となる。</p> <p>当局は以下の例を挙げて説明している。一、甲営業人は 2008 年 3-4 月の仮払営業税を 2008 年 5 月 15 日に控除申告していなかった場合、修正前の規定に基づきその控除申告の期間は 5 年となり、2013 年 5 月 15 日が最後の控除申告の機会となり、修正後制度の適用はない。二、乙営業人は 2008 年 5-6 月の仮払営業税を 2008 年 7 月 15 日に控除申告していなかった場合、2013 年 5 月 24 日からは修正後の規定の適用となるため、すでに経過した時効期間は影響を受けず、継続して時効期間を 10 年と計算することができ、2018 年 7 月 15 日が最後の控除申告の機会となる。三、丙営業人は 2013 年 7-8 月の仮払営業税を 2013 年 9 月 15 日に控除申告していなかった場合、2023 年 9 月 15 日が最後の控除申告の機会となる。</p>
公表日	2014/5/27

公表元	財政部北区国税局
テーマ	雇用主負担ではない保険費は、営業費用に計上してはならない
公表内容	財政部北区国税局によると、営利事業者が保険費を計上する時、営利事業の負

	<p>担部分のみを計上し、従業員負担部分は営業費用に計上してはならない。</p> <p>当局の指摘によると、労・健保険費用は雇用主負担及び従業員負担の2つに区分されている。従業員負担分の保険費は営利事業者が給与から控除して、会社負担分と合わせて労・健保局に納付するが、立替費用の性質となり、会社の費用として計上することはできない。当局は、甲医院の2011年度の執行業務所得案件を審査した時、当該医院が労・健保局に納付に納付した金額全額を保険費に計上していたのを発見したため、従業員負担の保険費金額を否認し、追加徴収を行った。</p> <p>当局は、営利事業者が労・健保険費用を申告する時、審査認定の争議が生じるのを避けるため、保険費計算表に基づき会社負担の金額を計上し、関連証憑を保存すべきことを呼びかけている。</p>
公表日	2014/5/22

安永税務分析-最新法令

- ▶ 2014年5月16日に立法院は所得税法及び營業税法の一部条文の修正案を通過

修正ポイント

- ▶ 現状の財政問題に応じるため、財政部は「財政健全方案」を策定、所得税法及び營業税法の一部条文の修正案を行政院に提出した。その後、修正案は行政院を通過し立法院の審議に送られた。さらに、2014年5月16日に立法院を通過し、台湾総統による公布が行われた。ポイントは以下の通り：
 - ▶ 所得税
 - ▶ 総合所得税課税の所得区分は5段階から6段階となり、総合所得純額が1000万円超過の部分に対する適用税率を45%とする規定が追加された。(§5)
 - ▶ 両税合一制度を「全額税額控除制度」から「部分税額控除制度」へ修正
 - ▶ 我が国国内に居住する個人株主(社員)が得る利益配当純額の控除可能税額を半額に減額する。(§66-4、66-6)
 - ▶ 非居住者の株主(社員)が得る利益配当純額について、10%の法人税が追加徴収された分を利益配当する場合、源泉税から控除できる金額を、現在の規定の半額に減額する。(§73-2)
 - ▶ 独資、合資組織の営利事業者が決算及び清算を確定申告する時、年間の要納付

税額の半額から控除していない控除税額を減算した金額を納付税額とする。また上記義務の違反に関連する処分規定を修正した。小規模営利事業者は決算の確定申告の必要はなく、その営利事業所得額は所得税法の規定に基づき総合所得税を課する。(§14、71、75、79、108、110)

- ▶ 個人の「標準控除額」について、79,000 元(2014 年度の標準)から 90,000 元に引き上げ、配偶者がいる者は 158,000 元(2014 年度の標準)から 180,000 元に引き上げる。
- ▶ 「給与所得の特別控除額」及び「障害者控除特別控除額」を引き上げ、一人につき毎年 108,000 元(2014 年度の標準)から 128,000 元に引き上げる。(§17)
- ▶ 施行日(§126)
 - ▶ 部分税額控除制度:2015 年 1 月 1 日から
 - ▶ そのほか:2015 年度

▶ 付加価値型及び非付加価値型営業税法

▶ 金融業の営業税税率の調整

国内金融業の役務販売(§11)		現行税率	修正後税率
銀行業、保険業	本業売上額	2%	5%
*納税義務者:国内金融業			

国内買受人が国外金融役務を購入(§36)		現行税率	修正後税率
銀行業、保険業	本業売上額	3%	5%
信託投資業、証券業、先物業、有価証券業(票券業)及び質業	本業売上額	3%	2%
*納税義務者:国内買受人			

- ▶ その内、保険業の本業売上額から財産保険の自社留保の賠償金を控除する必要がある
- ▶ 施行日:別途、行政院が定める

当事務所の観察

- ▶ 所得税法修正案の内、両税合一制度が「全額税額控除制度」から「部分税額控除制度」へ修正の部分は 2015 年 1 月 1 日から実施される。この結果、国内の個人株主または国外株主を問わず、配当金に含まれる控除可能税額または控除税額は半額が減

算されることとなり、株主の税負担への影響は大きい。各営利事業が専門家の意見を
確認して、早急に対応することを提案する。

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

定期的な税務関係手続事項のスケジュール

手続期日		手続内容
自	至	
1/1	1/31	各種源泉徴収及び源泉徴収免除票、利益配当票、信託財産の各所得票資料申告 (毎年1月に3日間以上の連続休暇がある場合、申告期間は2月5日までに延長)
2/1	2/28	資産再評価申請(暦年制を採用する場合)
2/1	2/10	小規模営業人の第4四半期(前年度の10-12月)の営業税納付
5/1	5/31	営利事業所得税確定申告、株主税額控除可能口座変動明細表及び前年度の未処分利益の確定申告
5/1	5/10	小規模営業人の第1四半期(1-3月)の営業税納付
8/1	8/10	小規模営業人の第2四半期(4-6月)の営業税納付
9/1	9/30	1. 営利事業所得税の中間納税申告 2. 小売棚卸計算法の使用申請 (暦年制を採用する場合)
11/1	11/10	小規模営業人の第3四半期(7-9月)の営業税を納付
毎月 1日	毎月 15日	毎月を一期として営業税申告する許可を受けた営業人が、前期(前月)の売上額、要納付税額または還付税額を申告
奇数 月の 1日	奇数月 の15 日	営業人が前期(前2か月)の売上額、営業税要納付税額または還付税額を申告
会計年度終了 前1か月以内		新規設立営利事業者の青色申告書使用の申請

EY 安永

Assurance アシュアランス | Tax 税務 | Transactions トランザクション | Advisory アドバイザリー

EY について

EY は、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。

EY 台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢股份有限公司及び財團法人安永文教基金會を含んでいる。詳しくは、www.ey.com をご覧ください。

© 2014 Ernst & Young, Taiwan

All Rights Reserved.

APAC no. 14001364

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.ey.com/taiwan